

## ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住を促進し、人口の増加による活気に満ちあふれた地域社会を築くため、本市に移住し、定住しようとする者（以下「移住予定者」という。）が居住するための住宅（以下「移住住宅」という。）を確保するために要する経費に対し、予算の範囲内において、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 将来にわたって本市に5年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 移住 本市外の市区町村から本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに本市に生活の本拠を置くことをいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合の転入その他これらに類する転入を除く。
- (3) 空き家 佐伯市空き家バンク事業実施要綱（平成27年佐伯市告示第187号）第4条第2項の規定により登録された物件をいう。
- (4) 所有者等 移住住宅の所有者又は管理者（移住予定者と3親等以内の親族である者が、移住住宅を確保するために補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行い、当該移住住宅の所有者又は賃借人になる場合は、当該親族）をいう。
- (5) 小規模集落等 次に掲げる区域等をいう。
  - ア 第5条に規定する補助金の交付申請の日の属する年度（以下「交付申請年度」という。）において、高齢化率（65歳以上の高齢者の占める割合をいう。）が50パーセント以上の自治区の区域
  - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
  - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
  - エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす移住予定者であって、補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を負担するもの

- ア 住民基本台帳法の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、かつ、本市に生活の本拠を置いていない者又は移住から1年(研修・活動後に定住が見込まれるファーマーズスクール、地域おこし協力隊等の市長が別に認める研修・活動期間を除く。)を経過していない者
  - イ 本市への転入が、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合の転入その他これらに類する転入でないこと。
  - ウ 定住を誓約できる者
  - エ 世帯員全員が佐伯市暴力団排除条例(平成23年佐伯市条例第43号)第6条第1号に規定する暴力団関係者(以下単に「暴力団関係者」という。)でないこと。
  - オ 所有者等と3親等以内の親族でない者。ただし、3親等以内の親族である者が、移住住宅を確保するために補助対象事業を行い所有者等になる場合であって、移住予定者が当該移住住宅に居住することが明らかであるときは、この限りでない。
  - カ 移住住宅(賃借する空き家に限る。)の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる者
  - キ 補助対象事業が交付申請年度内に完了すること。
  - ク 過去において、この告示による補助金を交付されたことのない者
  - ケ 世帯員全員が本市及び移住前の住所地の市区町村において、納入すべき税を完納していること。
  - コ 本市が補助対象事業を活用して移住した者に対して行う各種調査に協力すること。
  - サ 移住後は、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活すること。
  - シ その他市長が適当でないと認める者でないこと。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす所有者等であって、補助対象事業(引っ越しを除く。)に係る補助対象経費を負担するもの
- ア 前号(カからケまでを除く。)に掲げる要件を全て満たす移住予定者が居住するための住宅の所有者等
  - イ 暴力団関係者でない者
  - ウ 移住予定者と3親等以内の親族でない者。ただし、移住予定者と3親等以内の親族である者が、移住住宅を確保するために補助対象事業を行い所有者等になる場合であって、移住予定者が当該移住住宅に居住することが明らかであるときは、この限りでない。
  - エ 移住住宅(賃借する空き家に限る。)の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる者

- オ 補助対象事業が交付申請年度内に完了すること。
- カ 過去において、この告示による補助金を交付されたことのない者
- キ 本市に納入すべき税を完納している者
- ク その他市長が適当でないと認める者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、移住住宅の建設、購入又は賃借に係る契約の締結後、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移住住宅の建設、購入又は賃借に係る契約書の写し
- (2) 申請をしようとする補助対象事業（家財処分、住宅改修及び引っ越しに限る。）に係る契約書又は見積書の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 移住住宅付近の見取図並びに移住住宅の配置図及び平面図
- (5) 移住住宅の立面図（建設をする場合に限る。）
- (6) 移住住宅の写真（購入又は賃借をする場合に限る。）
- (7) 移住予定者の住民票謄本（移住前の住所地が分かるもの）
- (8) 移住住宅（賃借する空き家に限る。）の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる書類
- (9) 交付申請時において本市及び移住前の住所地の市区町村に納入すべき税の完納証明書（移住予定者が属する世帯の世帯員全員分）。ただし、市長が認める場合は、その一部を省略することができる。
- (10) 所有者等が交付申請時において本市に納入すべき税の完納証明書（所有者等が申請者である場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定を受けた内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付変更・中止・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、変更の場合にあって

は、当該変更に係る第5条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定内容を変更する場合はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、変更を承認しない場合はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定変更不承認通知書（様式第7号）により、交付決定を取り消す場合はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、移住予定者が移住住宅に居住し、転入の手続が完了したときは、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住予定者の移住後の住民票謄本
- (2) 実績報告時において本市に納入すべき税の完納証明書（移住予定者が属する世帯の世帯員全員分）。ただし、市長が認める場合は、その一部を省略することができる。
- (3) 所有者等が実績報告時において本市に納入すべき税の完納証明書（所有者等が補助事業者である場合に限る。）
- (4) 補助対象事業に係る補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (5) 移住住宅の登記事項証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による実績報告は、交付申請年度内に行わなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金額の確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、速やかにようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（佐伯市空き家改修補助金交付要綱の廃止）

- 2 佐伯市空き家改修補助金交付要綱（平成 27 年佐伯市告示第 188 号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この告示の施行の日の属する年度に申請を行う場合の第 3 条第 1 号ア及び第 2 号アの規定の適用については、同条第 1 号ア中「経過していない者」とあるのは、「経過していない者若しくは平成 27 年 4 月 1 日から同年 7 月 7 日までに移住をした者」とする。  
（この告示の失効）
- 4 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第 5 条の規定による申請を行った者に対するこの告示の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
仲介手数料	移住住宅の賃貸借契約又は売買契約に要する手数料（印紙代を除く。）	補助対象経費の額とし、その額が5万円を超える場合は、5万円とする。
家財処分	移住住宅（空き家に限る。）及びその敷地内に散在する家財等の撤去及び処分に要する費用	補助対象経費の額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。
住宅建設・住宅購入	移住住宅の建設又は購入に要する費用	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額をそれぞれ加算する。</p> <p>（1）本市に本店を有する業者が建設する場合 10万円</p> <p>（2）小規模集落等内に建設し、又は小規模集落等内に存する移住住宅を購入する場合で、かつ、次のいずれかの条件を満たす場合 10万円</p> <p>ア 交付申請年度の末日において、移住予定者が属する世帯の世帯主の年齢が45歳未満である場合</p> <p>イ 交付申請年度の末日において、移住予定者が属する世帯に満15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある子どもがいる場合</p>
住宅改修	移住住宅（空き家に限る。）の改修に要する費用	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。
引っ越し	移住住宅への引っ越しに要する費用	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が20万円を超える場合は、20万円とする。

## 備考

- 1 国又は他の地方公共団体等からこの告示による補助金以外の補助等がなされる場合は、その補助等がなされる部分の経費を補助対象経費から控除する。
- 2 補助金の額は、補助対象事業ごとのそれぞれの補助金の額を合算する。
- 3 空き家の購入及び改修を併用する場合において、当該購入及び改修のそれぞれの補助金の額の合計額（この表住宅建設・住宅購入の項補助金の額の欄ただし書に規定する加算額を除く。）が100万円を超えるときは、100万円を限度額とする。この場合において、当該購入及び改修に係る申請者が異なる場合は、改修、購入の順により補助金の額を算定する。